

平成 28 年度地域包括支援センター運営事業計画書

社会福祉法人 長久手市社会福祉協議会地域包括支援センター

I 運営の基本方針

平成 28 年度は、高齢者が住み慣れた地域でいつまでも暮らせるような「地域包括ケアシステム」の構築を目指します。

そのために、地域の高齢者がより身近に相談できるよう、出張相談の回数を増やし個々の相談に応じると共に、地域住民のニーズ把握に努めます。そこで把握したニーズや日々の業務の中から地域課題を抽出し、その課題の解決に向けた必要な社会資源の開発や地域づくりを整備するために、地域ケア会議を実施します。そして、医療や介護の専門職だけでなく、民生委員やボランティアなどの地域住民と協働し、地域全体で支援できるよう取り組みます。

また、地域住民が役割を持つことでいきいきとした生活を送ることができるよう、現在行っている映画会等の介護予防教室の運営を生活支援コーディネーターやボランティアと協働して行います。

その他、平成 30 年 4 月に設置予定の認知症初期集中チーム及び認知症地域支援推進員の設置方法や活動内容の検討を行い、認知症になっても住み慣れた地域で暮らし続けられる支援体制の整備に努めます。

事業名	実施（取組）内容	具体的実施（取組）事項
II 介護予防ケアマネジメント業務 （１）介護予防事業に関するケアマネジメント業務 （２）新予防給付に関するケアマネジメント業務 （３）新しい総合事業への移行	（１）介護予防事業に関するケアマネジメント業務 ① 運営方針のプロセスにそって介護予防事業に関するケアマネジメント業務を実施する。 ② 二次予防事業連絡会に参加する。 （２）新予防給付に関するケアマネジメント業務 ① 要支援 1 および 2 と認定された者を対象に、運営方針のプロセスにそって新予防給付に関するケアマネジメント業務を実施する。 ② 利用者が希望し、かつ利用者にとって有益と考えられる場合には委託可能な業務を居宅介護支援事業所に委託する。但し、委託先居宅介護支援事業所が適正にケアマネジメント業務を実施していることを点検・確認し、委託先担当介護支援専門員と連携して支援していく。 （３）新しい総合事業への移行 ① 地域住民を対象に身体機能予防、閉じこもり・認知症予防を目的に長生学園地域事業「社協まめ会」を開催する。 ② 新しい総合事業への移行に向け、対象者をより正確に把握し、身体状況や生活環境の改善に向け効果的なケアマネジメントを行う。	（１）介護予防事業に関するケアマネジメント業務 ① 運営方針のプロセス①～⑥に基づき実施する。 ② 月 1 回 （２）新予防給付に関するケアマネジメント業務 ① 運営方針のプロセス①～⑪に基づき実施する。 ② サービス利用票・サービス計画書等を提出してもらい確認を行うとともに介護報酬請求事務の際に月ごとのモニタリング報告を確認し、必要な場合には助言・指導等を行う。 （３）新しい総合事業への移行 ① 年 10 回（4 月・12 月を除く月）実施。生活支援コーディネーターやボランティアと協働して行う。 ② 市と密に連携をとりながら移行の準備を行う。

Ⅲ 総合相談支援業務及び権利擁護業務 (1) 地域におけるネットワーク構築業務 (2) 実態把握業務 (3) 総合相談業務 (4) 権利擁護業務	(1) 地域におけるネットワーク構築業務 地域の高齢者がいつまでも住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、社会資源や地域の力をつなげ、地域全体で一人ひとりの生活を支え合う「地域包括ケアシステム」の構築を目指す。 ① 関係者とのネットワーク構築業務 A) 包括支援センター担当者連絡会 B) 民生委員・児童委員協議会定例会への参加 C) 地域密着型サービス事業所の運営推進会議への参加 D) 精神保健実務者会議への参加 ② 医療とのネットワーク構築業務 A) 長久手市医療・介護・福祉ネットワーク「愛ながくて夢ネット」会議 B) 東名古屋医師会地域包括ケア検討委員会 C) 電子連絡帳等を活用し、病院や診療所、訪問看護ステーション等と連携する ③ 活用可能な機関や団体等の把握、早期発見・見守り体制の構築 A) 社会資源の把握・整理を行い、今後の社会資源の開発につなげる。社会資源マップの活用と更新 B) 生活支援コーディネーターと連携して、生活支援サービス体制の構築に取り組む ④ 地域における認知症への支援体制の構築 A) 地域住民・小中学生・市内事業所等を対象に認知症サポーター養成講座を実施し、人材を養成する。 B) 地域のサロン等で出前講座等を行い、認知症についての理解や知識の普及を図る。 C) 行方不明高齢者保護ネットワーク事業の運営 D) 介護者の負担軽減を目的としたレスパイトケアに関する情報の提供 ⑤ 啓発・広報活動 A) 「福祉のまち長久手」による啓発 B) 高齢者が集まる場所にて、出前講座やチラシ等配布する C) 両地域包括支援センター協同で周知活動を行う	(1) 地域におけるネットワーク構築業務 ① 関係者とのネットワーク構築 A) 月 1 回 B) 月 1 回 C) 4 か所 隔月 1 回 D) 年 4 回 ② 医療とのネットワーク構築業務 A) 3 か月に 1 回 B) 2 か月に 1 回 C) 随時 ③ 活用可能な機関や団体等の把握、早期発見・見守り体制の構築 A) 市民配布用社会資源マップの活用と更新 B) 国や県、他の市町村の状況を確認しながら本市にあった体制を推進する ③ 地域における認知症への支援体制の構築 A) 年 3 回 B) 適宜 C) 運営に加えて、認知症高齢者の利用促進や普及活動を行い、協力員・協力機関を増やす。 D) 随時 ⑤ 啓発・広報活動 A) 年 4 回発行、全戸配布 B) 「いきいき倶楽部」・シニアクラブ・シルバー人材センター・サロン・自治会・「社協まめ会」等を想定。 C) 両地域包括支援センター協同で地域に出向き、チラシの配布・介護予防体操などを行う。
---	--	--

	(2) 実態把握業務 ① 実態把握ヒアリング 民生委員・児童委員が実施する独居世帯・後期高齢世帯対象の実態把握調査のヒアリング会議に参加 ② 「食」の自立支援事業利用者へのアセスメント及び検討会参加 ③ 地域で介護予防教室として実施されている「いきいき倶楽部」等に参加し、地域の情報の収集や見守り・相談支援を実施する。 (3) 総合相談業務 地域包括ケアの相談窓口として高齢者に関する相談を受け付ける ① 初期段階での相談対応 A) 高齢者の介護等の相談に対応 B) 出張相談として地域の集会所等を活用し、身近な相談窓口を設置 ② 継続的・専門的な相談支援 情報提供を超えた専門的・継続的な関与または緊急の対応が必要な場合には直接の相談支援・訪問や関係機関からの情報収集を行い、課題を明確にして関係機関へつなぐ。 (4) 権利擁護業務 ① 制度の活用・利用促進 尾張東部成年後見センター、社会福祉協議会、NPO法人等と連携し、成年後見制度や日常生活自立支援事業等の必要時の円滑な利用支援を行う。 ② 虐待への対応 A) 高齢者虐待対応マニュアルに基づき適切に対応する B) 虐待早期発見ネットワーク構築 ③ 困難事例への対応 個別事例対応 ④ 消費者被害の防止 A) 相談対応、必要時には消費者生活相談等の適切な機関へつなぐ B) 啓発活動	(2) 実態把握業務 ① 1地区あたり年1回 ② 1世帯あたり年2回 ③ サロン、喫茶店、スーパー、理髪店、「いきいき倶楽部」等を想定。 (3) 総合相談業務 ① 初期段階での相談対応 A) 24時間オンコール体制で対応 B) 定期的におこなっている下山地区、三が峯地区、県営第二住宅の出張相談は継続。また毎月、担当小学校区（長久手小、長久手北小、長久手東小）に出向き出張相談を実施する。 ② 継続的・専門的な総合支援 個別の支援計画を策定し、適切なサービスや制度へつなぐ。 (4) 権利擁護業務 ① 制度の活用・利用促進 制度の内容を理解されるよう周知を図る ② 虐待への対応 A) 適切に対応できるよう内部研修を実施する B) 啓発・広報活動による高齢者虐待の周知、市内介護保険事業所向けの勉強会の実施 ③ 困難事例への対応 必要時には地域ケア会議を実施する ④ 消費者被害の防止 A) 消費者生活相談員等と連携を図る B) 長生学園地域事業「社協まめ会」で消費者生活相談員等の講演を実施。職員による「社協まめ会」や「いきいき倶楽部」での注意喚起。
--	--	--

Ⅳ 包括的・継続的ケアマネジメント業務 (1) 日常的個別指導・相談業務 (2) 支援困難事例等への指導・助言業務 (3) 包括的・継続的なケア体制の構築業務 (4) 地域におけるケアマネジャーのネットワークの形成業務	(1) 日常的個別指導・相談業務 ① ケアマネジャーからの相談に対する助言・指導 ② ケアプランチェック事業の参加 (2) 支援困難事例等への指導・助言業務 ① 具体的な支援方法を検討し、指導や助言等を実施 ② 課題の解決に向けた必要な社会資源の開発や地域づくりを整備するために、地域ケア会議を実施 (3) 包括的・継続的なケア体制の構築業務 入退・退院時等の担当が決まるまでの間、円滑に介護サービス等が利用できるように連絡・調整を行う (4) 地域におけるケアマネジャーのネットワークの形成業務 ケアマネサロンを運営し、ケアマネジャーの資質向上や情報交換を行う。また、地域における介護支援専門員のネットワーク形成する	(1) 日常的個別指導・相談業務 ① 随時 ② 年 1 回（市内居宅介護支援事業所） (2) 支援困難事例等への指導・助言業務 ① 随時 ② 随時 (3) 包括的・継続的なケア体制の構築業務 随時 (4) 地域におけるケアマネジャーのネットワークの形成業務 年 6 回実施
---	--	---